

(様式5)

都 行 第 1 5 7 9 号

令 和 3 年 1 2 月 6 日

広告代理店 御中

さいたま市長 清 水 勇 人
(公 印 省 略)

広 告 掲 載 に 係 る 募 集 に つ い て (依 頼)

日頃よりさいたま市政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さいたま市では、本市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載する事業を行っております。

この度、広告媒体に広告を掲載する広告代理店等を募集しますので、参加を希望する場合は、さいたま市広告掲載要綱、さいたま市広告掲載基準をご確認の上、下記により必要書類をご提出くださいますようお願いいたします。

記

- | | | |
|---|---------------|-------------------------------------------------------------------|
| 1 | 広告媒体名称 | さいたま市情報端末画面 |
| 2 | 募集内容 | 別紙「広告募集仕様書」のとおり |
| 3 | 広告主等の
決定方法 | 見積り合わせの結果、最高額の見積り提出者に売却 |
| 4 | 提出物 | 「見積書」及び「広告掲載申込書兼誓約書」 |
| 5 | 提出期限 | 令和3年12月24日(金)正午まで |
| 6 | 提出先 | さいたま市 都市戦略本部 行財政改革推進部
(さいたま市役所5階)
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 |
| 7 | その他 | 「見積書提出に当たっての留意点」のとおり |

さいたま市都市戦略本部行財政改革推進部

担 当 : 石川・三浦

電 話 : 048-829-1106

F A X : 048-829-1997

E-Mail : kaikaku@city.saitama.lg.jp

(様式2・見積り合わせ方式用)

広告募集仕様書

○次の広告媒体に広告を掲載する広告主等を次のとおり募集します。なお、決定方法につきましては、見積り合わせの結果、最高額の見積り提出者に売却することとします。

1 広告媒体について

名称	さいたま市情報端末画面	
発行部数	約7,500台	
規格	判型	15.6インチワイドディスプレイ
	ページ	-
	色	カラー液晶
発行日	令和4年4月1日(予定)	
内容	さいたま市職員が日常業務で使用する端末	
配布方法 (期間・エリア・対象者等)	配布期間: 令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日(予定) 対象: さいたま市職員 配布方法: 端末広告表示プログラムにより表示	
発行元	都市戦略本部デジタル改革推進部業務効率化・インフラ担当	
備考		

2 掲載広告について

掲載面・位置	スペース(縦×横)	枠数	色数	最低募集価格 (税込み)
端末画面中央部	800ピクセル×600ピクセル (JPEG形式)	2枠	カラー	220,000円
特記事項	1 さいたま市広告掲載要綱及びさいたま市広告掲載基準を遵守してください。 2 広告掲載料には、広告代理店手数料、制作費(版下・デザイン)は含みません。 3 広告1枠当たり5秒表示する。(2枠合計10秒) 4 広告表示順については、起動毎にランダム表示とする。 5 広告内容の変更は1ヶ月単位とする。			
入稿について	1 完全データにて入稿してください(データ形式: JPEG形式 ファイルサイズ: 500KB以下 画像サイズ: 横800ピクセル×縦600ピクセル) 2 原稿内に「広告」である旨を明記してください。 2 入稿時には出力見本を添えてください。 3 初稿入稿締切までに初稿を提出し、原稿内容の審査を受けてください。広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。 4 最終入稿締切までに審査が完了した原稿を提出してください。 5 入稿締切までに原稿の提出がない場合、広告の掲載はできません。その場合でも広告料はお支払いいただきますのでご注意ください。			

初稿入稿締切	令和4年3月4日（金）
最終入稿締切	令和4年3月11日（金）

3 申込みについて

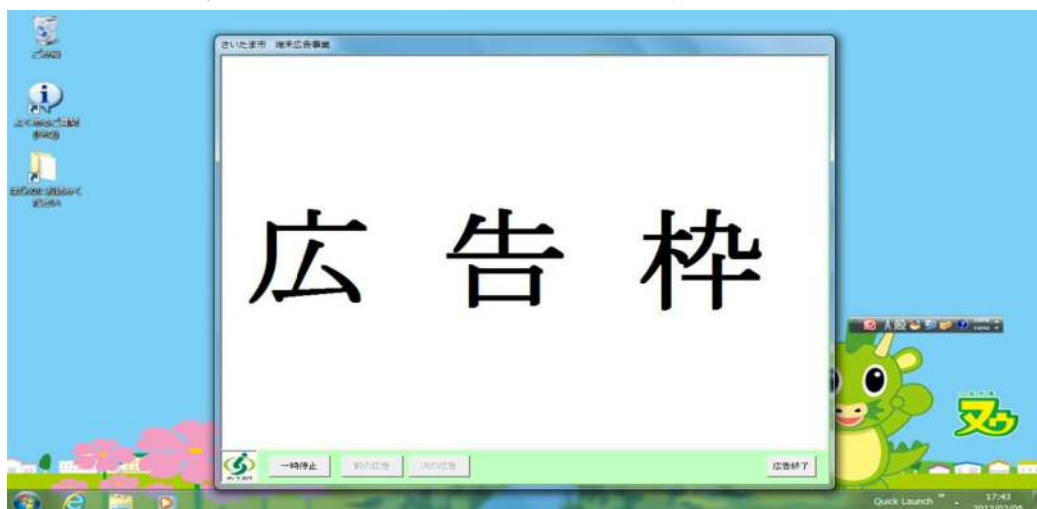
申込条件	広告代理店に限る
申込方法	広告掲載申込書及び見積書を下記申込先へ送付またはご持参ください。
申込締切日	令和3年12月24日（金）正午必着
申込先 （問合せ先）	（担当課名）さいたま市都市戦略本部行財政改革推進部
	（所在地）〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4
	（TEL）048-829-1106 （FAX）048-829-1997
	（Eメール）kaikaku@city.saitama.lg.jp

4 広告掲載イメージ

次頁「別添 情報端末画面広告掲載イメージ」のとおり

情報端末画面広告掲載イメージ

別添



○端末起動時、上のような広告画面が最前面に5秒間ずつ自動で切り替えて表示された後消える（セットされた広告データが一つの場合は5秒間だけ表示され消える）。

○広告の順番はランダム。

○「一時停止」ボタン押下により、広告が消えないようにできる。停止中同位置に表示される「再開」ボタンが押されるまで表示を継続できる。

○「広告終了」ボタン押下により、広告画面を強制的に終了できる。

掲載広告について(補足)

1. 広告画面の分割使用について

1つの広告画面には、1社の広告のみ掲載可能とし、分割使用は不可とする。



2. 契約期間中における掲載広告の変更について

広告の内容は1ヶ月単位で変更することができる。

下記の例において、広告A～広告Lはそれぞれ異なる広告主のものでも構わない。

広告枠使用例)

パターン	10月	11月	12月	1月	2月	3月
パターン1	広告A／広告B					
パターン2	広告A／広告B			広告C／広告D		
パターン3	広告A／広告B		広告C／広告D		広告E／広告F	
パターン4	広告A／広告B	広告C／広告D	広告E／広告F	広告G／広告H	広告I／広告J	広告K／広告L